

令和 8 年 第 5 回

定例総会 会議録

志布志市農業委員会

令和 8 年第 5 回 志布志市農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	令和 8 年 5 月 22 日 (木)					
招 集 の 場 所	志布志市役所有明庁舎 3 階会議ホール					
開 閉 会 の 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和 8 年 5 月 22 日 午前 9 時 30 分				
	閉 会	令和 8 年 5 月 22 日 午前 10 時 21 分				
応（不応）招 委 員 並 び に 欠 席 委 員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議 席 番 号	氏 名	出欠 の別	議 席 番 号	氏 名	出欠 の別
	1	上野 克比古	○	11	神宮司 順子	○
	2	福岡 裕幸	○	12	畑山 豊子	○
	3	有馬 實彦	×	13	宮脇 茂樹	○
	4	萩迫 修作	○	14	平井 利昭	○
	5	吉野 寅三	×	15	坪山 博志	○
	6	坂中 則雄	○	16	平川 眞由美	○
	7	柳井 義郎	○	17	福岡 剛	○
	8	宮脇 勇	○	18	中之内 瑞穂	○
	9	隈元 健二	○	19	小園 広行	×
	10	栢山 信彦	○	20	福留 幸嘉	○
	会議録署名委員	席 番 18 番		中之内 瑞穂		席 番 20 番
職務のため出席 した者職氏名	事務局長		高野		事務局次長	圖師
	農地G S L		仮屋		主任主査	牛込
	主 事		花木		主 事	中吉
	主 事		河野			
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番 号	氏 名	出欠 の別	番 号	氏 名	出欠 の別
1	脇田 廣昭	×	9	鎌田 勝利	×
2	工藤 雅彦	×	10	大田 唯春	×
3	嶽 利浩	○	11	本田 浩昭	×
4	今市 光則	×	12	春田 豊美	×
5	池袋 良子	×	13	圓福 悟	×
6	谷宮 誠實	×	14	垣内 りえ子	×
7	下山 重治	×	15	竹吉 雄二	×
8	道山 幸治	×	16	山下 直樹	×

会議に付した 事 件	議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第31号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第33号 買受適格証明願の承認について 議案第34号 非農地証明願の承認について 議案第35号 農用地利用集積等促進計画（案）の承認について 議案第36号 地域農業経営基盤強化促進計画変更（案）に係る意見について
-----------------------	--

議長	萩迫	ただいまから、令和8年第5回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。 有馬委員、小園委員、吉野委員から欠席の届出がございました。 また、本日出会を要請しておりました農地利用最適化推進委員のうち、春田推進委員から欠席の届出がございました。 日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。 志布志市農業委員会、会議規則第24条の規定により、席番18番、中之内委員と、席番20番、福留委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。 お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、会期は本日1日限りと決定いたします。 日程第3、休会中の報告を行います。
委員	宮脇勇	最初に、宮脇勇委員の報告を2件まとめてお願いいたします。 〇〇さんと、〇〇さんの分の2件のあっせん報告ですが、1人欲しいという人がいましたので、圃場へ連れて行き、いろいろ話しまして、今結果待ちです。以上です。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。 次に、福岡裕幸委員の報告をお願いいたします。
委員	福岡裕幸	3月の総会で依頼のありましたあっせんが2筆ありましたが、1筆、農地法第3条で成立しましたので報告いたします。 4ページのあっせん成立資料番号8番です。 所在、地目、面積等は資料のとおりですが、場所は、やっちくふれあいセンター入口交差点より、北東方向へ約1.4kmのところ です。 譲受人は、有明町野神にあります株式会社〇〇 代表取締役〇〇さんで、主にお茶を栽培されており、農機具等は、摘採機3台のほか、茶の管理用機器一式を保有されています。 〇〇管理拠点より、車で5分のところにあります。 あっせん価格は、2,579㎡で、10a当たり18万円で、総額46万4,200円でした。あっせん委員は、今市委員と私、福岡でした。 もう1筆につきましては、引き続きあっせん活動を継続していきます。 以上報告を終わります。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。 次に、隈元委員の報告をお願いいたします。
委員	隈元	〇〇さんの分ですが、一応相談しているところの方が、退院はされたんですけども、ここの場所の近くに住宅があるもんですからこの住宅も欲しいということで、この住宅の話がなかなかまだまとまっていないということで、ちょっと待ってくれということでした。報告を終わります。

議長 萩迫 事務局 圖師	はい、ご苦労さまでした。 次に、小園委員の報告をお願いいたします。 令和8年3月総会で依頼のありました〇〇さんの畑のあっせんですが、小園委員から欠席の連絡がありました。 事務局に活動経過について連絡がありましたので、代わりまして報告いたします。 現在、希望価格の交渉を行っておりますが、決定にはいたっていないため、引き続き活動を継続していくとのことでした。 以上で報告を終わります。
議長 萩迫	次に、私の関係分について報告いたします。 4月24日、蓬の郷にて、志布志市認定農業者会代議員総会に出席、5月1日、事務打合せを、8日、議案打合せを、それぞれ事務局にて行いました。 以上で、報告を終わります。 次に、日程第4、議案第30号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。 まずは、6ページ、番号67番について審議いたします。番号67番の譲受人である〇〇さんは、志布志市外に居住されているため、本日の総会に出席を要請してございます。 本日は、〇〇さんが来られておりますので、〇〇さんの入室を許可いたします。
会場 議長 萩迫 事務局 河野	(〇〇氏 入室) それでは、事務局の報告をお願いいたします。 それでは議案第30号、農地法第3条の規定による許可申請の番号67番について、ご説明申しあげます。議案書は、6ページ、総会資料は4ページです。 まず譲渡人は、宮崎県北諸県郡三股町にお住まいの〇〇さん、70歳で、譲受人は、曾於市末吉町にお住まいの〇〇さん、72歳です。 申請地は、記載されているとおりでございますが、田が1筆で4,932㎡です。 また、トラクター2台、耕うん機1台、自走式田植機1台、コンバイン1台、乾燥機3台を所有しております。 譲受人の〇〇さんは、確認したところ認定農業者ではないため、本日ご出席いただいております。詳細につきましてはお尋ねいただければと思います。 〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料5ページの営農計画書のとおりでございますが、申請地には水稻を作付けすることです。 申請事由は、譲渡人につきましては相手方の要望、譲受人につきましては規模拡大でございます。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 以上で、番号67番について説明を終わります。ご審議方、よろしくお願い

議長 委員	萩迫 柳井	いいいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 数点、お尋ねしたいと思いますが、自宅からこの圃場までの距離は大体どのくらいですか。また、曾於市末吉町にお住まいって書いてありますが、曾於市には、農地は所有しておられるのですか。また、今回の申請理由が規模拡大で、乾燥機を3台お持ちですが、受託等やられているのですか。以上よろしく願いいたします。
会場		通作距離は、1kmくらいです。また、曾於市には、所有しておらず耕作もしておりません。もう一つは、ほとんど自分の分のみです。この面積で乾燥機が3台とはちょっと多いかもしれないですが、小さいものですから。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	他にご意見ございませんか。 (会場 なし)
議長	萩迫	他にご意見もないようですので、〇〇さんには、ここで退席いただきます。お忙しいところ、ありがとうございます。
会場		(〇〇さん 退席)
議長	萩迫	他にご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。
		次に、番号 68 番について、審議いたします。それでは、神宮司委員の報告をお願いいたします。
委員	神宮司	会長より依頼のありました番号 68 番を報告いたします。 議案書は 6 ページ、総会資料も 6 ページです。 譲渡人は、志布志市志布志町安楽の前畑にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市志布志町安楽の平城にあります株式会社〇〇 代表取締役〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅からは、車で 3 分以内のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、労力不足、譲受人につきましては、規模拡大でございます。 株式会社〇〇は、農地所有適格法人で、代表者と家族 3 名、従業員 1 名で、お茶、水稻、そばなどを栽培しており、申請地には、水稻を作付けする予定とのことです。 また、トラクター 3 台、耕運機 3 台、自走式田植え機 1 台、コンバイン 1 台を所有しています。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議

会場 議長	委員 萩迫	ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、7 ページ、番号 69 番から、番号 71 番までにつきましては、譲受人が同一でありますので、一括して報告を受け、審議したいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、番号 69 番から番号 71 番までにつきましては、一括して報告を受け、審議することといたします。
委員	柳井	それでは、柳井委員の報告を 3 件まとめてお願いいたします。 会長より依頼のありました番号 69 番から番号 71 番を報告いたします。 議案書は 7 ページ、総会資料は 7 ページです。 まず、番号 69 番の譲渡人は、志布志町内之倉にお住まいの〇〇さん、91 歳で、譲受人は、志布志町内之倉にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅からは、約 2 分のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきましては、規模拡大でございます。 次に、番号 70 番の譲渡人は、志布志町安楽にお住まいの〇〇さん、73 歳で、譲受人は先ほどの番号 69 番と同じく〇〇さんです。 議案書は 7 ページ、総会資料も 7 ページです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅からは、約 2 分のところにあります。 申請理由は、譲渡人につきましては、農業廃止、譲受人につきましては、規模拡大でございます。 次に、番号 71 番の譲渡人は、志布志町安楽にお住まいの〇〇さん、96 歳で、譲受人は、先ほど番号 70 番と同じく〇〇さんです。 議案書は、7 ページから 8 ページにかけて、総会資料も 7 ページから 9 ページです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅からは、約 2 分以内のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては農業廃止、譲受人につきましては、規模拡大でございます。 〇〇さんは、認定農業者であり、夫婦と従業員 6 名、合わせて 8 名で、甘藷、じゃがいもを主に 25ha 栽培しており、申請地にも甘藷とじゃがいもを作付けする予定とのことでした。 また、トラクター 5 台、ハーベスター 3 台、トラック 2 台、軽トラ 2 台を保有しています。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。

議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫 事務局 花木	ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。はじめに、番号 69 番につきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号 70 番につきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号 71 番につきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、8 ページ、番号 72 番について、審議いたします。それでは、有馬委員の報告をお願いいたします。 有馬委員に代わりまして、番号 72 番を報告いたします。 議案書は 8 ページ、総会資料は 10 ページから 11 ページです。 譲渡人は、宮崎県北諸県郡三股町にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志町田之浦地区、牧野にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅からは、約 50m のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきましては、規模拡大でございます。 〇〇さんは、稲作を中心に、和牛 1 頭を飼育する専業農家で、普通水稻、牛、梅、栗を主にされており、申請地には、梅や栗の果樹を作付けする予定とのことです。 また、トラクター 3 台、田植え機、バインダー、軽トラックを保有しています。 その他につきましては、年齢は 87 歳ですが、元気で健康面について異常もなく、若く感じられました。面会したときも田植え機の準備中で、刈払機も使って作業をされていたとのことです。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
--	--

議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 次に、番号 73 番について、審議いたします。それでは、宮脇茂樹委員の 報告をお願いいたします。
委員	宮脇茂樹	会長より依頼のありました番号 73 番を報告いたします。 議案書は 8 ページ、総会資料 12 ページです。 譲渡人は、宮崎県宮崎市にお住まいの〇〇さん、71 歳です。 譲受人は、有明町伊崎田にお住まいの〇〇さん、30 歳です。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅からは、車で 5 分のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては贈与、譲受人につきましては受贈でご ざいます。親戚からの受贈であります。 〇〇さんは、認定農業者であり、1 人でイチゴを栽培しており、申請地にも イチゴを作付する予定とのことです。 また、トラクター 1 台を保有しています。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の 適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 次に、9 ページ、番号 74 番について、審議いたします。それでは、坪山 委員の報告をお願いいたします。
委員	坪山	会長より依頼のありました番号 74 番を報告いたします。 議案書は 9 ページ、総会資料は 13 ページでございます。 調査日は、5 月 18 日でした。 譲渡人は、有明町野井倉の西押切自治会にお住まいの〇〇さん、65 歳で、 譲受人は、同じく有明町野井倉の西押切自治会にお住まいの〇〇さん、63 歳 でございます。 申請地は、議案書に記載されているとおりでございます。 譲受人宅からは、徒歩 2 分、約 140m のところにあります。 申請理由は、譲渡人につきましては相手方の要望、譲受人につきましては 規模拡大でございます。 〇〇さんは、認定農業者ではありませんが、農作業歴 30 年以上で、本人

		と奥さんと2人で、水稻と甘藷を主に栽培しております。 申請地を調査してみたところ、水稻が作付してありました。 また、トラクター1台、散布機1台、モア2台を保有しております。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号に該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号75番について、審議いたします。それでは、平井委員の報告をお願いいたします。
委員	平井	会長より依頼のありました番号75番を報告いたします。 議案書は9ページ、総会資料は14ページです。 譲渡人は、曾於市大隅町岩川にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、有明町蓬原にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅から、1分のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきましては、規模拡大でございます。 〇〇さんは、認定農家ではありませんが、母と2人で、牛と牧草、水稻を栽培しており、申請地にも、水稻を作付けする予定とのことです。 また、トラクター4台、コンバイン1台、牧草関係一式を保有されていす。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号76番について、審議いたします。それでは、平川委員の報告をお願いいたします。
委員	平川	会長より依頼のありました番号76番を報告いたします。 議案書は9ページ、総会資料は15ページです。 譲渡人は、有明町野井倉の坪山集落にお住まいの〇〇さん、61歳。 譲受人は、有明町野神にあります株式会社〇〇 代表取締役〇〇さんで

		す。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 〇〇事務所より、車で 20 分のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきましては、規模拡大でございます。 株式会社〇〇は、農地所有適格法人で、代表者と作業班 7 人の常時雇用者で、お茶を主に栽培されており、申請地には、お茶を作付する予定とのことです。 また、トラクター 1 台、乗用巻き取り機 2 台、摘採機 3 台、肥料散布機 1 台、防除機 1 台を保有されています。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、10 ページ、番号 77 番から、番号 78 番までにつきましては、譲受人が同一でありますので、一括して報告を受け、審議したいと思います。ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、番号 77 番から番号 78 番までにつきましては、一括して報告を受け、審議することといたします。 それでは、隈元委員の報告を 2 件まとめてお願いいたします。 会長より依頼のありました番号 77 番と番号 78 番を報告いたします。 議案書は 10 ページ、総会資料は 16 ページです。 まず、番号 77 番の譲渡人は、北海道千歳市にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市松山町尾野見にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅からは、5 分のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては相手方の要望、譲受人につきましては規模拡大でございます。 次に、番号 78 番の譲渡人は、北海道札幌市にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、先ほどの番号 77 番と同じく〇〇さんです。 議案書は 10 ページ、総会資料は 16 ページです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅からは、5 分のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては相手方の要望、譲受人につきましては
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
委員	隈元	

		規模拡大でございます。 〇〇さんは、認定農業者であり、夫婦で、田にはWC Sを 17ha、畑には飼料 5 ha を栽培しており、申請地には、WC Sを作付することです。 また、トラクター 4 台、田植え機 1 台、繁殖牛 48 頭を保有しています。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。はじめに、番号 77 番につきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 次に、番号 78 番につきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 よって日程第 4、議案第 30 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案のとおり決定いたしました。 次に、日程第 5、議案第 31 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。 まずは、12 ページ、番号 6 番を審議いたします。現地を調査された中之内委員の報告をお願いいたします。
委員	中之内	それでは、議案第 31 号、番号 6 番について報告いたします。 調査日は、5 月 7 日、調査員は、吉野委員、春田委員と私、事務局より 1 名と農政畜産課から 2 名でございました。 資料につきましては、18 ページから 21 ページでございます。 令和 6 年 7 月から現地を使っていたということでの始末書付きでの申請でございます。 譲渡人は、有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、同じく蓬原の〇〇番地〇にあります株式会社〇〇 代表取締役〇〇さんでございます。立会人は、行政書士の〇〇さんでございました。 申請地の場所、所在、地目、面積、周辺の状況等につきましては、それぞれ議案書及び総会資料のとおりでございます。 用途区分変更の目的は、農業用駐車場、作業場、資材置場でございます。 指導内容といたしまして、敷地内の砂利等が道路へ流れ出る可能性があるため、南側側溝への処理をするよう指導しております。 申請地の農地区分は、農用地区域内農地であり、農用地利用計画で指定さ

議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	れた用途に供する場合は、転用の許可も可能でございます。 以上のことにより、調査員協議の結果、用途区分の変更及び農地転用しても問題ないのではないかととの意見の一致を見ました。 ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 （会場　なし） ご意見もないようですので、お諮りします。用途区分の変更を認めることに、ご異議ございませんか。 （会場　異議なし） 異議なしと認めます。 よって日程第5、議案第31号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう市長に提出することに決定いたしました。 次に、日程第6、議案第32号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。 まずは、14ページ、番号11番を審議いたします。 現地を調査された福留委員の報告をお願いいたします。 議案第32号、番号11番について報告いたします。 調査日は、5月7日、調査員は、平井委員、嶽委員と私、福留です。 譲渡人は、宮崎県都城市にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、宮崎県串間市にお住まいの〇〇さんです。 立会人は、〇〇さん本人でした。 申請地の所在、場所、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 転用目的は、山林で、杉を160本植林する予定とのことです。 隣接している山林も自分で綺麗に管理されていました。 申請地の農地区分は、10ha以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。 ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 （会場　なし） ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。 （会場　異議なし） 異議なしと認めます。 よって、日程第6、議案第32号、農地法第5条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。 次に日程第7、議案第33号、買受適格証明願の承認についてを議題といたします。
委員	福留	
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	
会場 議長	委員 萩迫	

委員 平井	まずは、16 ページ、番号 1 番を審議いたします。それでは、現地を調査された平井委員の説明をお願いいたします。 議案第 33 号、番号 1 番について報告いたします。 調査日は、5 月 7 日、調査員は、福留委員、嶽委員と私、平井です。 申請人は、志布志町志布志に事務所のある株式会社〇〇 代表取締役〇〇 さんです。 立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等につきましては、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 転用目的は、資材置場です。 その他、指導内容等は、現在の排水計画は、圃場が側溝より低いため、南側の圃場より低い側溝へ流すように、それと高台のため、風が強いとき、資材が飛ばないように指導しました。 申請地の農地区分は、10ha 以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第 2 種農地のその他の農地に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見たため、買受適格者であると思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、買受適格証明願については承認し、買受適格証明書を交付することに、ご異議ございませんか。
会場 委員 議長 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。よって、日程第 7、議案第 33 号、買受適格証明願の承認については承認し、買受適格証明書を交付することに決定いたしました。
併せて、お諮りいたします。	ただいま審議していただきました申請者が落札し、正式に農地法第 5 条の申請があった場合には、会長の権限で、総会では審議せず、転用を認めるよう、県に進達することに、ご異議ございませんか。
会場 委員 議長 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、買受適格証明願の申請人から農地法第 5 条の許可申請があった際には、会長権限により転用を認めるよう、県に進達することといたします。
委員 中之内	次に、日程第 8、議案第 34 号、非農地証明願の承認についてを議題とします。 まずは、18 ページ、番号 4 番を審議いたします。現地を調査された中之内委員の報告をお願いいたします。 それでは、議案第 34 号、番号 4 番について報告いたします。 調査日は、5 月 7 日、調査員は、吉野委員、春田委員と私、事務局より 1 名でございました。

議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	総会資料につきましては、28 ページから 30 ページでございます。 申請人は、有明町伊崎田〇〇番地〇〇にお住まいの〇〇さんでございます。 立会人は、〇〇さんでございました。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等につきましては、それぞれ議案書及び総会資料のとおりでございます。 〇〇さんは、令和 7 年に相続されておりますけれども相続以前から 20 年以上耕作されていなかったこともあり、現在竹林化しており、農地としての利用が困難となったものでございます。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致を見ました。 ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することにご異議ございませんか。
		(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号 5 番を審議いたします。現地を調査された同じく中之内委員の報告をお願いいたします。
		委員 中之内 それでは、議案第 34 号、番号 5 番について報告いたします。 調査日は、5 月 7 日、調査員は、吉野委員、春田委員と私、事務局より 1 名でございました。 総会資料につきましては、31 ページから 33 ページでございます。 申請人は、有明町伊崎田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんでございます。 立会人は、行政書士の〇〇さんでございました。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等につきましては、それぞれ議案書及び総会資料のとおりでございます。 平成元年に建物を建てた際、建設会社が申請しているものと誤認しており、現在まで宅地として一体的に利用されており、それ以降も耕作されていないことから、農地への復元が困難となったものでございます。 また、境界近くに畑かん施設がありましたけれども、畑側に入っていることも確認をしております。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致を見ました。 ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することにご異議ございませんか。
		(会場 異議なし)
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	議長 中之内 それでは、議案第 34 号、番号 5 番について報告いたします。 調査日は、5 月 7 日、調査員は、吉野委員、春田委員と私、事務局より 1 名でございました。 総会資料につきましては、31 ページから 33 ページでございます。 申請人は、有明町伊崎田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんでございます。 立会人は、行政書士の〇〇さんでございました。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等につきましては、それぞれ議案書及び総会資料のとおりでございます。 平成元年に建物を建てた際、建設会社が申請しているものと誤認しており、現在まで宅地として一体的に利用されており、それ以降も耕作されていないことから、農地への復元が困難となったものでございます。 また、境界近くに畑かん施設がありましたけれども、畑側に入っていることも確認をしております。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致を見ました。 ご審議方、よろしくお願いいたします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)

議長	萩迫	異議なしと認めます。
委員	嶽	次に、番号 6 番を審議いたします。現地を調査された嶽委員の報告をお願いいたします。
		議案第 34 号、番号 6 番について報告いたします。
		議案書は 18 ページ、総会資料は 34 ページから 36 ページです。
		調査日は、5 月 7 日、調査員は、福留委員、平井委員と私、嶽です。事務局より 2 名同行していただきました。
		申請人は、志布志市松山町泰野〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。
		申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。
		平成 16 年 4 月、〇〇氏が隣接地に堆肥舎を設置しましたが、建設の際、今回の申請地 140 番 5 へ境界線を越えて建設しました。
		今回〇〇氏の申出により、堆肥舎の一部が建築されていることが判明しました。堆肥舎の完成から 22 年経過しているので、非農地として申請するものです。
		すでに分筆が終了しており、今後、宅地として、手続きするとのことでした。
		以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致を見ました。
		ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって、日程第 8、議案第 34 号、非農地証明願の承認については、非農地と承認することに決定いたしました。
		次に、日程第 9、議案第 35 号、農用地利用集積等促進計画(案)の承認についてを議題とします。
		はじめに、利用権の設定について、事務局の説明を求めます。
事務局	中吉	議案第 35 号、農用地利用集積等促進計画(案)の利用権の設定分について、ご説明申し上げます。
		議案書は、20 ページから 23 ページとなっております。
		まずは、議案書 20 ページの総括表の利用権の設定分をご覧ください。今回の促進計画(案)は、始期が令和 8 年度の 8 月 1 日となるもので、鹿児島県地域振興公社が中間管理権を取得し、耕作者に配分する農地の面積は、田が 26,293 m ² 、畑が 76,742 m ² 、樹園地が 104,431 m ² で、合計しますと 207,466 m ² となっております。農地の地権者数は 38 名、耕作者となる配分予定者は 24 名です。
		借り手となる耕作者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第

		5 項の要件である耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事すると認められるため、特に問題はないと考えます。 以上で、議案第 35 号、農用地利用集積等促進計画（案）の利用権の設定分について説明を終わります。 ご審議方、よろしくお願いいたします。 ただいま事務局から説明がありましたが、20 ページ、番号 1 番から番号 2 番までにつきましては、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。
議長	萩迫	
会場		（〇〇委員 退席）
議長	萩迫	それでは、番号 1 番から番号 2 番までについて、何かご意見ございませんか。
会場	委員	（会場 なし）
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	（会場 異議なし）
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場		（〇〇委員 入室）
議長	萩迫	次に、番号 3 番から 23 ページ、番号 82 番までと、20 ページの総括表につきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	（会場 なし）
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、ご異議ございませんか。
会場	委員	（会場 異議なし）
議長	萩迫	異議なしと認めます。 よって、日程第 9、議案第 35 号、農用地利用集積等促進計画（案）の承認については、提案のとおり決定いたしました。 次に、日程第 10、議案第 36 号、地域農業経営基盤強化促進計画変更（案）に係る意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	仮屋	議案第 36 号、地域農業経営基盤強化促進計画変更（案）に係る意見について、ご説明いたします。 農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定に基づき意見を求められた今回の地域計画の変更でございますが、議案書 25 ページ、番号 3 番は、令和 8 年第 3 回定例総会の議案第 15 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について、番号 4 番で審議されましたところの農用地区域からの除外、及び議案第 17 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について番号 7 番で審議されましたところの農家住宅への転用に伴う変更でございます。 次に、番号 4 番は、蓬原区の該当地番について、農用地区域からの除外及び一般住宅への転用をするための変更でございます。なお、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見及び農地法第 5 条の規定による許可申請につい

議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫	て、今後、提出されることが予想されます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。 ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、日程第 10、議案第 36 号、地域農業経営基盤強化促進計画変更(案)に係る意見については、農業委員会としては、特に異議なしの意見を付し、市長へ報告することに決定いたしました。 以上で、全日程を終了いたしました。これで、本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。
--	--

上記会議の経過は、事務局長高野が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため署名する。

議 長

委 員

委 員